

【現状】

宇部市地域自立支援協議会は、障害者総合支援法が当時障害者自立支援法として施行された平成 18 年の 5 月、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、幅広い意見を反映させるためいち早く設置されました。(参考資料 3 「宇部市地域自立支援協議会設置要綱」参照)

以降、国においては障害者総合支援法の見直しが進められ、平成 24 年 4 月に自立支援法が法定化されたことにより、自立支援協議会の設置運営について通知が行われたので、遅ればせながらここで、宇部市地域自立支援協議会について確認するものです。(参考資料 4 「自立支援協議会の設置運営について (通知)」参照)

1 目的

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関し、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

2 代表者会議における協議事項

- (1) 相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関する協議 (圏域相談支援事業の実績報告については、支援体制の整備に関するものも含める。)
- (2) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に向けた協議と課題の情報共有
- (3) 障害者福祉計画及び障害福祉サービス利用計画の策定並びにその具体化に向けた協議

3 実務者会議 (「障がい等地域支援ブロック会議」)

実務者会議において、会議の位置づけを再確認し、個別事例の協議にと留まらず、実務者ならではの障害福祉に関する提案を求める。

4 名称

障害者総合支援法内の標記に拘らず、浸透・定着している「宇部市地域自立支援協議会」という名称を継続する。